

企画教育委員会記録

- 1 日 時 令和2年6月19日(金)
午前 9時58分 開会
午前11時54分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 藤田誠一 | 副委員長 | 伊藤嘉秀 |
| 委員 | 井谷幸恵 | 委員 | 神野恭多 |
| 委員 | 黒田真徳 | 委員 | 伊藤謙司 |
| 委員 | 藤田豊治 | 委員 | 仙波憲一 |
- 4 欠席委員
- 委員 米谷和之
- 5 説明のため出席した者
- ・ 市長 石川 勝行
 - ・ 監査委員 寺村 伸治
 - ・ 企画部
 - 部長 亀井 利行 総括次長(ICT戦略課長) 山内 嘉樹
 - 次長(財政課長) 木俣 浩毅 総合政策課長 加地 和弘
 - 地方創生推進課長 近藤 淳司
 - ・ 総務部
 - 部長 赤尾 禎司 総括次長(人事課長) 高橋 正弥
 - 次長(税務長・資産税課長) 白石 勝彦 契約課長 堀 尚子
 - 市民税課長 松木 真吾 市史編さん室長 高橋 聡
 - 収税課長 高本 光
 - ・ 市民環境部
 - 次長(清掃センター所長) 松木 伸 環境施設課長 小野 隆典
 - ・ 経済部
 - 産業振興課長 松原 広
 - ・ 教育委員会事務局
 - 教育長 高橋 良光 教育委員会事務局長 加藤 京子
 - 総括次長(文化振興課長) 桑原 一郎 次長(学校教育課長) 井上 毅
 - 次長(教育力向上推進監) 中上 郁夫 学校教育課主幹 徳永 易丈
 - 学校教育課指導主幹 守谷 憲二
 - ・ 消防本部

警防課

伊藤 英知

6 議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 公央 係長 神野 瑠美

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午前9時58分

○企画部関係（企画部その他関係者）

◇議案第48号 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設設置及び管理条例の制定について

○近藤地方創生推進課長：説明

< 質 疑 >

●仙波委員：新型コロナウイルス感染症について、拡大防止に配慮した条文は入れないのか。今までならば人と人が集うことが当たり前であり、それが求められていることではあったが、今は三密を避ける状況となっている。感染症に対する配慮についてはどういところで規定するのか。

○近藤地方創生推進課長：条例中に具体的な記載はないが、これから指定管理者を募集する際の募集要項や運営していく管理規定やマニュアル中に新型コロナウイルス感染症の対策を規定するよう考えたい。

●仙波委員：細かい規定は入れないとしても、一文そのような文章を入れるべきではないかと考えるがどうか。

○近藤地方創生推進課長：文章として規定することも検討して対応するようにしたい。

●神野委員：学校開放の一環でグラウンドや体育館の貸し出しを行っているが、今後はどうのような扱いとなるか。

○近藤地方創生推進課長：今までの学校開放で体育館や運動場を使用されている団体の方と、使用回数や年間スケジュールは既に確認しており、同様の条件で使用が可能であると校区の方に説明し了承いただいている。ただ、今までは手続きを公民館で行っていたが、令和3年4月1日以後はこの施設を管理する指定管理者に使用申請をしていただくことになる。

●神野委員：全体的な流れに対して地元の方はどうのようなご意見をお持ちか。

○近藤地方創生推進課長：地元の方からは、運動場、体育館を使用しているスポーツ少年団や社会人の団体の方のほか文化祭や防災訓練、校区運動会などで使用されていたので、それらの使用は今までと同じように確保してもらいたいとの要望をいただいております。具体的な手続きの方法をお話し、了承いただいている。

●神野委員：条例第10条に使用料減免の規定があるが、コワーキングルームで高校生の学習の場を確保される動きがあるようだが、図書館が使用できない以上学習の場の確保

が求められていると考えるが、高校生から使用料を取るところに違和感がある。今後高校生が学習の場として使用する場合の使用料減免は考えられているか。

○近藤地方創生推進課長：コワーキングルームの主たる目的としては、個人で業務をされている方、出張で新居浜に来て作業をされたい方にお使いいただくことを想定しており、高校生がそこで学習することにより社会人で創業を目指す方と交流することで、何か新しいものが生まれるということも想定しているため、高校生の使用も考えているが、他の民間施設なども参考にし、1時間当たり100円という料金設定にしており、現時点では高校生に支払いいただく金額として許容範囲内だと考えている。

●井谷委員：44ページから45ページに市長が特別な事由があると認めたときなどがあるが、どういう場合を想定しているのか例を挙げていただきたい。

○近藤地方創生推進課長：例えば、施設の設備や器具を壊した場合には基本的には弁償いただくこととしているが、不可抗力などの場合もあるため、そのような場合はこちらで修繕する場合もある。

●伊藤謙司委員：年間委託料は概算でどのくらいを予定しているか。

○近藤地方創生推進課長：指定管理者の提案内容にもよるが、年間運営経費は5,500万円から6,000万円くらいと見込んでいる。その内収入も500万円程度見込んでいるため、年間の維持管理経費は大体5,000万円から5,500万円と考えている。

●伊藤謙司委員：5,000万円となると結構な額であると思うが、5,000万円もかけるのであれば都市部でいろいろなことをされているような有名な所などもあるが、そういうところにも声掛けはしていくのか。

○近藤地方創生推進課長：声掛けしていく。

●伊藤謙司委員：市内事業者で行えれば良いとは思いますが、市内で年間5,000万円の事業ができるような業者はないのではないかなと思う。ある程度実績などで線引きして入札は行えるのか。

○近藤地方創生推進課長：応募要件の中に複合施設での管理実績を提出いただき、それを評価させていただき予定としている。全国から広く応募いただく形を考えている。

●神野委員：公募方法や具体的に声を掛けている会社はあるか。

○近藤地方創生推進課長：現在具体的に声掛けしている業者はないが、一般的な指定管理者の募集の際にとる手続きを行い、公告やホームページでの周知などを行う形になる。

休憩 午前10時16分／再開 午前10時17分

○亀井企画部長：新型コロナウイルス感染症対策について条例の中に条文を入れられないかという御質問があったが、今回の条例に基づいた規則や運営マニュアルを作成するため、その中で今回のような新型コロナウイルス感染症などに十分対応できるような対応をさせていただきたくので御了解いただきたい。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時19分／再開 午前10時20分

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第40号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

○松原産業振興課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司委員：土地の固定資産税はどうなるか。

○松原産業振興課長：固定資産税については無償譲渡を行う建物について株式会社銅夢市場で負担いただく予定としているが、土地については無償貸し付けであるため市所有のままであり固定資産税の収入はない。

●伊藤謙司委員：貸し付けが10年契約ということだが、10年経過後はどうなるのか。

○松原産業振興課長：契約の中に10年間というのを盛り込んでいるが、あわせて貸借継続については期限満期の6カ月前までに申し出てください、協議するとしている。

●伊藤謙司委員：どこのテナントでも契約解除する際には原状回復が基本であるが、原状回復についても盛り込むのか。

○松原産業振興課長：原状回復についても条項に盛り込む。

●藤田豊治委員：駐車場についてどのように考えているか。

○松原産業振興課長：駐車場については、現在の計画では59台の駐車場の確保を計画している。7月の譲与の後の全体改修工事の中で銅夢にはまの敷地内に27台の新しい駐車場スペースを確保する予定としている。残り32台については近隣のパーキング銅夢を借り受けし、合計59台でスタートしたいと考えている。

●井谷委員：現在の建物の沿革は。いつ頃、何のために建てられたものか。

○松原産業振興課長：平成7年度と平成8年度の2か年に渡って建設工事を行い、平成9年4月1日にオープンした。建設費としては約11億円である。目的としては中心市街地の活性化に資する建物として建設したものである。

●伊藤嘉秀委員：貸し付け、譲渡の条件に中心商店街の活性化に資するということで書かれており、これが目的であると思うが、10年間貸与期間を設け、市としてはこの中心商店街をどうしようと考えているのか。ちょうど長期総合計画を策定する年にも当たるが、この10年間で商店街をどうしたいのかプランがあれば教えていただきたい。

○松原産業振興課長：現状、昭和通り・登り道商店街は店舗数の減少や往来者の減少、また銅夢にはま自体も中心市街地の活性化に資するという目的で建設したが利用者が減少している。そのような状況の中で、株式会社銅夢市場による銅夢にはまの産直市場を中心市街地のにぎわい創出の足がかりにしたいと考えている。そもそもこの産直市場化の目的は中心市街地の活性化であるので、まずこの産直市場を成功させることが第一義ではあるが、産直市場の食というテーマをもとに地域との連携イベントや中心商店街への誘客につながるような事業というのを市として地元の商店街連盟とも検討しながら進めていきたいと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第44号 新居浜市史編さん審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋市史編さん室長：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第45号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：説明

< 質 疑 >

●黒田委員：これまでは損害賠償責任は全部かかっていたのか。また、係数の算出根拠は。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：今までは民法に基づき無制限での賠償金額となっている。乗数については、直接公選制か解職請求の対象かというような民意に基礎を置く程度とか、独立した執行権か、任命権を持つかといった権限をポイントとして、地位の重要性に応じて国が参酌基準として政令で基準を定めており、そのとおり規定するものである。

●井谷委員：監査請求をして住民訴訟になるというようなことを聞いた。新居浜市では例がないと聞いたが、他市ではどのような例があるか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：地方自治法の法改正があったがその当時の資料として平成17年4月1日から平成28年4月1日の間に住民訴訟において地方公共団体の長や職員に対する約1億円以上の損害賠償請求を命じる判決が言い渡されたものは12例ある。福山市の事例では市長が破産。最も高額な神戸市の事例では市長の損害賠償額は55億3,966万円であったが、議会の議決により損害賠償の権利を放棄している。

●井谷委員：第2条第3号の公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員とあるが、それぞれの委員数は。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：公平委員会の委員が3人、農業委員会の委員が19人、固定資産評価審査委員会の委員が3人である。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第46号 新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○松木市民税課長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とするという部分について詳しく教えていただきたい。

○白石総務部次長（税務長、資産税課長）：現行の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例の拡充では償却資産の機械や工具、備品などが対象となっていたが、それに今回事業用家屋や塀や広報塔などの構築物が対象に追加され、申請により認定され、新たに取得されたかつ該当するものについては固定資産課税標準額をゼロにするという規定となっている。

●仙波委員：具体的に言うとコロナのマスクを作るために工場を建てたら固定資産税がゼロになるということか。

○白石総務部次長（税務長、資産税課長）：中小企業庁の先端設備等導入計画というものが、そのような先進的な設備投資をした場合にそれに該当する固定資産をその計画に基づいて投資したものに関して、固定資産の額をゼロにするということであるので、事前に先端設備等導入計画書を提出した上で、認定された場合にのみ該当する固定資産についてはゼロにするということになる。条件がいろいろあり、家屋についても新築であるとか、先端設備がその家屋内に設置されるとか、購入額が300万円以上というような条件がついているので、事前に導入計画を産業振興課に提出し、それが認定された後、その証明が出てきたものについて固定資産税をゼロとするということになる。具体的なものとしては中小企業庁のサイトを確認していただき、事業者の方が申請するという形になる。

●井谷委員：附則第24条の示すイベントは公が実施するイベントか。

○松木市民税課長：有料で開催されるコンサートや講演会で、新型コロナウイルス感染症の影響により政府や県等の要請を受けて中止になった場合、通常であれば払戻請求をするものであるが、払い戻しの請求をしない方もいる。この制度はイベント会社等に払戻請求権を放棄した場合、寄付金税額控除を適用するものである。対象としては、公が実施するものに限らずコンサートやスポーツイベントなど幅広くあるが、文部科学省が申請のあったイベントについて認定することになっているため、その指定が必要となる。昨日、文部科学省のホームページを確認すると全国で612イベントあり、愛媛県でも6イベントほど登録されていた。愛媛県では、サッカーやバスケットボールの試合や歌手のコンサートなども対象となっていた。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時51分／再開 午前10時58分

◇議案第41号 工事委託契約について

○堀契約課長、小野環境施設課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司委員：5市町の負担内訳は怎么样了か。

○小野環境施設課長：今治市4億1,958万円、西条市3億2,985万5,000円、四国中央市3億4,428万5,000円、上島町3,052万5,000円で、市町負担合計が14億7,815万円。県負担が3億7,185万円で合計18億5,000万円である。

●伊藤謙司委員：跡地利用はどうする予定か。

○小野環境施設課長：現在決まっていることとしては、撤去後の土地は売却するものとして、収入が生じた場合は県、東予5市町、及びセンター協議により、センターの事業廃止に必要な経費に充当するほか、県と東予5市町が支弁した割合で分配することとなっている。

- 井谷委員：随意契約とあるが、他に応札する会社が無かったのか。
 - 堀契約課長：今回の契約については随意契約ということで一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所1者と契約した。これについては、当初県と5市町の間でこの事業については廃止を行うこと、そして廃止に伴う工事については東予事業所に委託するという協定を締結していることからこの協定に基づき東予事業所1者のみと契約するということになり、他の者との競争というような入札形式はとっていない。
 - 井谷委員：施設廃止後、この施設で処理していた廃棄物についてはどうする予定か。
 - 小野環境施設課長：下水処理場から発生している汚泥は一般企業に運搬しセメント化など再利用を図る。清掃センターで発生する灰については、主灰についてはそのまま菊本の最終処分場で埋立処理し、飛灰についてはキレート処理を施し菊本の最終処分場へ。一部は、民間の最終処分場に埋め立てるものもある。その他医療廃棄物やPCBなどについては民間の焼却処理可能な事業者で処理するようになる。
- < 討 論 > な し
< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第58号 財産の取得について

- 堀契約課長、伊藤警防課長：説明
- < 質 疑 >
- 神野委員：予定価格はいくらだったのか。
 - 堀契約課長：税込み6,627万1,700円である。
 - 神野委員：その根拠となる見積先はどこだったのか。
 - 伊藤警防課長：入札に参加したところのある5社、株式会社岩本商会、有限会社愛媛芝浦ポンプ商会、株式会社音次商会、株式会社四国消防、株式会社新日本ライフテックから参考見積を徴取し、最も安価な金額を予算額とした。
 - 堀契約課長：消防からこのような方法で見積額を取り予算額を決定したと伺ったため、予定価格については予算額と同額とした。
 - 伊藤謙司委員：下取りはあるのか。
 - 伊藤警防課長：下取りについては、業者にも確認するが、現在処分に関しては、平成26年消防庁から通知があった海外への寄贈等への協力依頼があるため、例年と同様に寄贈等による処分を考えている。
 - 井谷委員：耐用年数15年の間にどのくらい出動したのか。
 - 伊藤警防課長：15年間の内、災害出動は595回、演習等155回で使用し、その他の使用状況等を含め1,359回使用している。
- < 討 論 > な し
< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第59号 財産の取得について

- 堀契約課長、伊藤警防課長：説明
- < 質 疑 >

- 仙波委員：はしご付消防車の運転に必要な資格は何か。
 - 伊藤警防課長：まず、大型運転免許が必要となる。操作については、北署員も業者の元で操作するような形となっている。
 - 仙波委員：リフターとバスケットストレッチャーが付いているならほかにも免許が必要となるのではないか。
 - 伊藤警防課長：免許は不要である。
 - 神野委員：予定価格はいくらだったのか。予算額の根拠となぜ1社のみ入札なのか。
 - 堀契約課長：まず予定価格については、税込みで2億3,004万4,100円とした。予定価格の決定については、入札に当たっての仕様が参考見積を依頼された時の仕様と同等であったということであるので、予定価格は予算額と同額とした。予算額の決定については、消防から伺ったところによると予算要求に当たり応札が可能と思われる3業者、株式会社岩本商会、有限会社愛媛芝浦ポンプ商会、株式会社新日本ライフテックと株式会社モリタテクノスを加えた4社に参考見積の徴収を依頼されたそうだが、実際に見積書を提出されたのが株式会社岩本商会のみだったためその金額を予算額としたと聞いている。1社しか応札が無かった件については、一般競争入札として公告したが、結果的には株式会社岩本商会のみということになった。はしご車のメーカーとして株式会社モリタテクノス、株式会社モリタ、日本機械工業株式会社の3社があるが、この株式会社モリタを取り扱っているのが株式会社岩本商会、日本機械工業株式会社を取り扱っているのが有限会社愛媛芝浦ポンプ商会と株式会社新日本ライフテック、株式会社モリタテクノスを取り扱っている業者は県内の登録業者にはいないと聞いている。3社が応札可能と思われるが、今回はその内の2社は応札されず、1社のみということになった。
 - 黒田委員：市が保有しているはしご車の台数は。
 - 伊藤警防課長：北消防署に40メートル級、南消防署に15メートル級の計2台となっている。
 - 井谷委員：20年間の出動回数は。
 - 伊藤警防課長：今回更新するはしご付消防自動車の火災、救助等の災害については21件、演習等で256件、その他の使用状況含めて合計1,043件の使用となっている。
 - 仙波委員：災害出動の21件の内救出した回数は。
 - 伊藤警防課長：4件救出している。火災については17件で合計21件となっている。
- ＜ 討 論 ＞ な し
- ＜ 採 決 ＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前11時24分 / 再開 午前11時27分

○ **予算議案** (企画部その他関係者)

◇ **議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)**

○木俵財政課長、桑原教育委員会事務局総括次長：説明

＜ 質 疑 ＞

●神野委員：学校教育活動支援員配置事業費について、各学校に何名配置予定か。また、

支援員確保のめどは立っているのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：人数は5人を予定している。この予算議決後、ハローワーク等を通じて募集する予定としており、めどは立っていないがハローワークで広く募集したいと考えている。

●神野委員：非常勤職員の扱いとなるのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：会計年度任用職員ということで1日3時間勤務で週5日を予定しており、年間として7月から3月までの間で600時間を想定している。

●仙波委員：学習支援と健康管理の補助が支援員の仕事となっているが、具体的にはどちらの仕事がメインなのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：学習支援については学習プリントの印刷や配布物の準備、教材の作成補助である。健康管理については現在児童生徒については毎朝体温を測る検温をしているが、検温結果が学校に提出されるのでその補助である。メインの仕事がどちらになるかについては、配置された学校の中で必要な業務について対応していく予定にしている。

●井谷委員：スクールサポートスタッフのことか。またどちらの学校に配置する予定か。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：スクールサポートスタッフについてはこれまで徐々に配置してきたが、今回新型コロナウイルス感染症対策として国の臨時交付金があり、県において補助事業として実施するものであるので新規の事業である。5人の配置については、現在スクールサポートスタッフが未配置の学校や小学校の方が児童数、教室数も多く、発達段階から見て学校生活そのものへの支援が必要ということで小学校を優先とした中で、現在の候補校としては金栄小学校、惣開小学校、船木小学校、大生院小学校、角野小学校を想定している。

●伊藤謙司委員：長寿社会づくりソフト事業助成金の内容は。

○木俵財政課長：高齢化率の上昇に伴い、高齢者の生きがづくりなどを行うソフト事業として、地域社会振興財団が募集している助成金の採択を受けたもので、垣生の太子堂を活用して、高齢者サロンなどを行う事業である。

●神野委員：その1つの事業に対してか。

○木俵財政課長：対象の事業実施主体としては垣生校区連合自治会1か所のみである。事業に関するスタッフの賃金や謝金、保険金、消耗品などが対象経費になっており、事業費10分の10の補助をいただいで行うものである。

●神野委員：小中学校ICT環境整備推進事業費に関して、11月までに全てのタブレットを準備されるということだが、元々このGIGAスクール構想には学校における通信環境の整備も含まれていると思うが、現在の環境は。また11月に前倒しされたことにより、データ量などもふえることになると思われるが、サーバーを今のまま使用されるのか、それとも今後更新される予定なのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：学校のネットワーク環境については、令和2年2月議会の補正予算で増強工事を行うようにしている。その中で今までカテゴリで言うと6ということで、通信速度1Gbpsということであったが、今回の増強工事によりカテゴリ6Aの10Gbpsに増強し、通信環境についても整備することにして

いる。そして今回11月に整備するというので、令和2年度当初予算では小学校1年生から中学校3年生までの3分の1の整備し、令和2年2月議会補正予算では小学校5年生、6年生、中学校1年生の残りの3分の2を整備するというので令和3年度以後で予定されていた部分について補正予算で全て対応するということになり、2月補正予算分と当初予算分、今回補正予算分を全て一つにして一斉に公募型プロポーザルにより整備するというので全体調整を図った。現在、公募型プロポーザルの準備をしているので、議決後すぐに取り掛かり、7月には納入業者を選定し、10月末までの納入を目途として実施していきたいと考えている。サーバーについては、今回導入するタブレット端末については全部クラウドを活用することとしている。クラウドについては設定は必要であるが、容量無制限の対応をすることとしている。サーバーについてはクラウド上で対応するため問題なくできる。

●井谷委員：タブレットはどこ製の製品を使うのか、何社にするのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：国から示されたOSが3種類あり、その中で新居浜市の方針としては、OSは小学校がiPadOS、中学校についてはChromebookのChromeOSを導入することとしている。OSは決めた上で公募型プロポーザルで全国で募集し、応募があった中から納入業者を決定することとしている。

●井谷委員：市独自のものか、県で調達するようになるのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：県においても共同調達に向けて県内の調整を進めているところであるが、市独自で行った方がより早く納入できるため、今回新居浜市単独で調達を行うこととしている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時47分／再開 午前11時48分

◎ 請願・陳情関係

◇請願第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求める意見書の提出方について

< 意 見 ・ 討 論 >

●伊藤嘉秀委員：日本政府は、核兵器廃絶について積極的に取り組んでおり、1967年から今日まで非核三原則を一貫して堅持し、1970年には、核兵器不拡散条約に署名し、76年から批准している。国際社会の中で核軍縮、核不拡散の推進に取り組み、核兵器のない安全な世界を目指し弛たゆまぬ努力を続けてきた。日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、これまで行ってきた核兵器廃絶という目標において、核兵器禁止条約の意図するところを共有することもできるが、日本を取り巻く環境を見ると、近隣国において核とミサイルの開発が行われる厳しい現実がある中、核兵器禁止条約には、近隣国を含め核

保有国が署名、批准していない。こうした現実を踏まえて、私は日本政府による核兵器禁止条約への署名、批准に反対である。よって、請願第2号を不採択としていただくようお願いする。

●井谷委員：請願書にあるように、2017年7月7日に歴史的な核兵器禁止条約が採択されている。その条約の特徴については、歴史上はじめて違法なものと決めたところである。核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっている。そしてこの条約は被爆者など核兵器被害者への援助を行う責任も明記されており、被爆国、被害国の国民の切なる希望に応えるものとなっている。被爆者と国民が長年にわたって熱望してきた核兵器完全廃絶につながる大変画期的なものとなっている。批准国は38か国にまで広がっており、国内の意見書採択も448自治体、4分の1の自治体が意見書採択をしている。日本は核兵器保有国と非保有国の橋渡しをすると行ってこの条約には背を向けた形となっているが、唯一の被爆国、日本としては当然批准すべきと考える。核兵器禁止という立場をはっきりさせて、他の国との交渉をしていくべきだと思う。ノーベル平和賞を受賞したICANのサーロー節子さんの言葉であるが、被爆者は核兵器の禁止を72年に渡り待ち望んでいた。これを核兵器の終わりの始まりにしようではありませんか。世界中の全ての国の大統領と首相に懇願します。この条約に参加してください。核による滅亡の脅威を永久になくしてください。このようにサーローさんは述べている。ぜひ採択をお願いする。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

○ 閉 会 午前 11時54分 閉会

企画教育委員会付託案件表

令和2年6月19日

○企画部関係（企画部その他関係者）

議案第48号 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設設置及び管理条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第40号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

議案第44号 新居浜市史編さん審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第46号 新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第41号 工事委託契約について

議案第58号 財産の取得について

議案第59号 財産の取得について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	2・10~13
歳出 第10款 教育費	3・19
第2表 地方債補正 変更	4

○請願・陳情関係

請願第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求める意見書の提出
方について